

北海道公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者に係る講習を次のとおり実施する。

令和8年4月7日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

1 講習実施期間

令和9年2月16日（火）から同月19日（金）までの4日間

2 講習実施場所

札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ばれビル7階
一般社団法人 北海道警備業協会研修室

3 受講定員

48人

4 受講申込み受付期間及び受付時間

令和9年1月12日（火）から同月15日（金）までの間の各日とも午前9時00分から午後4時30分まで

5 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号）

6 受講申込み要領

- (1) 受講希望者は、住所地又は勤務する営業所の所在地を管轄する警察署に5に掲げる書類を提出すること。
- (2) 受講申込みはe-Gov電子申請(<https://sinsei.e-gov.go.jp/>)により申請することができる。
この場合の受付期間及び受付時間は、前記4のとおりとする。
- (3) 講習の定員に達した場合は、受講申込み期間内であっても、その時点で受付を締め切る。

7 受付の日時及び場所

講習初日の午前8時20分から午前8時50分までの間、講習の実施場所で行う。

8 受講手数料及び納付方法

受講手数料39,000円は、講習初日の受付時に、当該講習の手数料に相当する額の北海道収入証紙で納付すること。

9 講習の委託

本講習は、一般社団法人北海道警備業協会に委託して実施する。

10 その他

- (1) 講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
- (2) 不明な点については、北海道警察本部保安課警備業係（電話011-251-0110内線3135又は3136）へ問い合わせること。